

第 28 回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

令和 2 年 11 月 18 日
持ち回り開催

[次第]

令和 2 年度総務省行政事業レビュー行動計画の改正（案）について

[資料]

- 1 令和 2 年度総務省行政事業レビュー行動計画改正（案）の概要
- 2 総務省行政事業レビュー行動計画新旧対照表
- 3 令和 2 年度総務省行政事業レビュー行動計画改正（案）

[参考資料]

- 1 総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領（平成 25 年 4 月 26 日総官会第 866 号の 2）
- 2 令和 2 年度における公開プロセス等の実施についての当面の対応（令和 2 年 4 月行政改革推進本部事務局事務連絡）

令和 2 年度 総務省行政事業レビュー行動計画改正案の概要

(令和 2 年度総務省行政事業レビュー行動計画(令和 2 年 6 月 26 日付)からの改正点)

○新型コロナウイルス感染症対策に伴う想定スケジュールの変更

別紙 2「令和 2 年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール」において、

- ・ 公開プロセス開催について、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に注力するため、公開プロセスに関する一連の取組を当面先送りすることとしていたが、同感染症に係る情勢は依然として厳しいこと等により、公開プロセスに関する一連の取組を本年度は実施せず、先送りすることに変更する。

総務省行政事業レビュー行動計画新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>令和2年●月●日</u></p> <p style="text-align: center;">総 務 省</p> <p style="text-align: center;">令和 2 年度総務省行政事業レビュー行動計画</p>	<p style="text-align: center;"><u>令和2年6月26日</u></p> <p style="text-align: center;">総 務 省</p> <p style="text-align: center;">令和 2 度総務省行政事業レビュー行動計画</p>

別紙2

令和2年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表 ・事業単位の整理 ・外部有識者の点検を受ける事業の選定
7月	下旬 ～ 8月 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・レビューシートの中間公表 ・外部有識者によるレビューシートの点検(特定事業に限る。)
8月	中旬 ～ 9月 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによるレビューシートの点検(サマーレビュー)、概算要求への反映 ・基金シートの中間公表(8月末)
9月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート最終版(令和3年度新規要求事業以外)の公表 ・令和3年度予算概算要求の提出(9月末)
10月	月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度予算概算要求への反映状況の公表 ・レビューシート最終版(令和3年度新規要求事業)の公表
	下	<ul style="list-style-type: none"> ・基金シート最終版及び一覧表の公表(10月末)

別紙2

令和2年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表 ・事業単位の整理 ・外部有識者の点検を受ける事業の選定
7月	下旬 ～ 8月 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・レビューシートの中間公表 ・外部有識者によるレビューシートの点検(特定事業に限る。)
8月	中旬 ～ 9月 月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによるレビューシートの点検(サマーレビュー)、概算要求への反映 ・基金シートの中間公表(8月末)
9月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート最終版(令和3年度新規要求事業以外)の公表 ・令和3年度予算概算要求の提出(9月末)
10月	月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度予算概算要求への反映状況の公表 ・レビューシート最終版(令和3年度新規要求事業)の公表
	下	<ul style="list-style-type: none"> ・基金シート最終版及び一覧表の公表(10月末)

	旬			旬	
10月～		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催 など	10月～		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催 など
<p>※ 公開プロセスは、例年、6 月中に実施することとしているが、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に注力するため、<u>公開プロセスに関する一連の取組を本年度は実施せず、先送りすることとする。</u></p> <p><u>なお、先送る公開プロセスの扱いについては、新型コロナウイルス感染症への対応収束後、改めて検討する。</u></p>			<p>※ 公開プロセスは、例年、6 月中に実施することとしているが、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に注力するため、<u>公開プロセスに関する一連の取組を当面先送りすることとする。</u></p>		

令和 2 年度総務省行政事業レビュー行動計画(案)

1. 基本的な考え方

行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われたのか(用途)といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

レビューは、行政の無駄の削減のみを目的とするものではなく、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し(以下「造成」という。)された基金(以下「基金」という。)についても、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施するものである。

以上を踏まえ、総務省においては、「今後の行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議とりまとめ)等に定める手続によりレビューに係る取組を進める他、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、令和 2 年度のレビューを実施する。

2. レビューの取組体制

(1) 総務省行政事業レビュー推進チーム

- ① 総務省におけるレビューを実施するため、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。別添。)を置く。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- ② チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- ③ 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(2) チームの取組

チームは、以下の取組を行うものとする。それぞれの取組に関する具体的な取組の内容等については別紙1のとおりとする。

【事業の点検等】

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検(以下「公開プロセス」という。)の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ ①、②及び③を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ
- ⑦ 行政改革推進会議による検証結果の予算編成等への反映に係る指導
- ⑧ 優良改善事例の選定

【基金の点検等】

- ⑨ 基金所管部局による、国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- ⑩ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表
- ⑪ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

【その他】

- ⑫ EBPMとの連携に必要な取組

3. 取組の進め方

本行動計画に定めるものの他、「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月2日行政改革推進会議策定、令和2年3月27日改正)(以下「実施要領」という。)等によるものとする。

4. スケジュール

別紙2のとおりとする。

令和2年度総務省行政事業レビュー行動計画に係る取組に関する具体的な内容と担当者(担当機関)は、次のとおりとする。

① 事業所管部局によるレビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導

・チームの指示を受け、事務局は実施要領等に基づきレビューシートの作成等の発注を事業所管部局(予算担当部門)に行う際、内閣官房行政改革推進本部事務局から示された行政事業レビューシート作成要領に沿って適切に記入するよう指導する。

② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

・事務局は、実施要領に基づき点検対象事業を選定し、外部有識者への点検を求める。

③ 公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

・事務局は、上記の外部有識者による点検の対象事業のうち、実施要領を踏まえ、公開プロセスの対象事業を選定及び点検結果の聴取を行う。

④ ①から③を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ

・上記①から③までのプロセスを経て作成されたレビューシートについては、事務局に別途設置する予算編成を担当する職員及び予算執行の点検を担当する職員を中心に構成するワーキンググループにおいて、実施要領に基づき厳しく点検し、その結果を事務局に報告する。

⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

・上記④までのプロセスを経てチームの所見の欄に必要事項を記入したレビューシートについては、速やかに事務局から事業担当部局(予算担当部門)に送付し、「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」の欄を記入し、事務局への提出を指示する。

⑥ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

・上記⑤までの手続を行い、事務局は、総務省全体の概算要求への反映状況を確認し、取りまとめの上チームに報告し、レビューシートの最終公表後一週間以内に公表する。

⑦ 行政改革推進会議による検証結果の予算編成等への反映に係る指導

・事務局は、行政改革推進会議による検証結果について、概算要求等に適切に反映するよう事業担当部局を指導する。

⑧ 優良改善事例の選定

・事務局は、事業担当部局による自主的な事業改善のうち、優れた取組を優良改善事例として選定し、総務省内に普及させるとともに、ホームページにおいて公表する。

⑨ 基金所管部局による、国からの資金交付により造成された基金の適切な管理を確保するための取組に関する指導

・チームの指示を受け、事務局は実施要領に基づき基金所管部局に対し余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うよう指導する。

⑩ 「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」の適切な作成・公表

・事務局は、公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表を基金シートと併せ9月末日途に最終公表を行う。

⑪ 「官民ファンド等の出資状況表」の適切な作成・公表

・事務局は、官民ファンド等の出資状況表を作成し、9月末日途に公表を行う。

⑫ EBPMとの連携に必要な取組

・事務局は、実施要領の規定に基づきロジックモデルの作成対象となった事業について、政策立案総括審議官の支援を受けて当該ロジックモデルを作成するよう、指導する。

令和2年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4月	中旬	・令和2年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表 ・事業単位の整理 ・外部有識者の点検を受ける事業の選定
7月	下旬 ～ 月上旬	・レビューシートの中間公表 ・外部有識者によるレビューシートの点検(特定事業に限る。)
8月	中旬 ～ 月上旬	・チームによるレビューシートの点検(サマーレビュー)、概算要求への反映 ・基金シートの中間公表(8月末)
9月	下旬	・レビューシート最終版(令和3年度新規要求事業以外)の公表 ・令和3年度予算概算要求の提出(9月末)
10月	月上旬	・令和3年度予算概算要求への反映状況の公表 ・レビューシート最終版(令和3年度新規要求事業)の公表
	下旬	・基金シート最終版及び一覧表の公表(10月末)
10月～		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催 など

※ 公開プロセスは、例年、6月中に実施することとしているが、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に注力するため、公開プロセスに関する一連の取組を本年度は実施せず、先送りすることとする。

なお、先送る公開プロセスの扱いについては、新型コロナウイルス感染症への対応収束後、改めて検討する。

総務省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 :大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長

大臣官房政策評価広報課長

メンバー :大臣官房秘書課長

大臣官房総務課長

大臣官房企画課長

行政管理局企画調整課長

行政評価局総務課長

自治行政局行政課長

自治財政局財政課長

自治税務局企画課長

国際戦略局総務課長

情報流通行政局総務課長

総合通信基盤局総務課長

統計局総務課長

政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官

政策統括官(恩給担当)恩給企画管理官

サイバーセキュリティ統括官付参事官(総括担当)

消防庁総務課長

公害等調整委員会事務局総務課長

(事務局)

事務局長 :大臣官房長

事務局次長 :大臣官房会計課長

大臣官房政策評価広報課長

【参考資料1】

総官会第 866 号の2

平成 25 年 4 月 26 日

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

(目的)

第1条

総務省に、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置き、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の責任ある実施に取り組む。

(構成員)

第2条

チームの構成員は次に掲げる者とする。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- 2 チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- 3 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(業務)

第3条

チームは、以下の取組を行うものとする。

- 一 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - 二 外部有識者の指名
 - 三 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - 四 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - 五 一、三及び四を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
 - 六 チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
 - 七 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- 2 レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、本条第1項各号に示した取組に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねなが

ら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(雑則)

第4条

この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

(雑則)

第2条

総務省予算執行監視チーム運営要領(平成22年1月29日総官会第210号)は、この要領の施行をもって廃止する。

事務連絡
令和 2 年 4 月

関係府省御担当者 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局

令和 2 年度における公開プロセス等実施についての当面の対応

平素から行政改革推進本部及び行政改革推進会議の運営に御協力いただき、感謝申し上げます。

各府省の皆様におかれては、現在、令和 2 年度の行政事業レビューの実施に向けてプロセスを進めていただいているところですが、一方で、足下の新型コロナウイルス感染症対策等のために、各府省ともその対応に追われ、一部府省においては多忙を極めていると承知しております。

行政改革の取組は、政府への国民の信頼を得るとともに、行政機能や政策効果を向上させる観点から、不断に進めていくものであり、公開プロセス等の取組も、事業の効果的・効率的な実施等の観点から重要な取組であると考えております。

他方で、新型コロナウイルス感染症対策等への対応は、目下の最優先課題であると認識しており、当然、当面の間は、当該対応に集中していただくことが最優先と本事務局としても考えております。

こうしたことから、令和 2 年度の公開プロセス等については、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に万全を期すことを大前提としつつ、その中でも各府省工夫いただき、当該対応に支障をきたさない範囲において、公開プロセス等の実施が可能な各府省におかれては、可能な範囲で実施していただきたいと考えております。その際、引き続き、当然のことながら、テレビ会議システムやメールの積極的な活用など、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点からの工夫をお願いいたします。

また、書面点検については基本的に実施していただくようお願いいたします。

一方、新型コロナウイルス感染症対策等の対応で繁忙を極め、公開プロセス等の実施により、当該対応に支障をきたすおそれのある府省にあっては、当面、当該対応に注力する観点から、各府省の判断により公開プロセス等の実施を先送ることもやむを得ないものとします。なお、行政改革を後退させない観点からも、今回先送る公開プロセス等の扱いについては、当該対応収束の後、改めて、個別の事情等も踏まえ、相談させていただきます。

また、行動計画策定・公表についても、新型コロナウイルス対応の収束が見込めな

い中、しっかりとした行動計画を策定することが、現状では困難という府省については、新型コロナウイルス感染症対策等への対応に万全を期すという観点からも、当該計画の策定の先送りもやむを得ないこととします。当該対応の収束の後、当該計画を策定し、先送りの経緯・理由を付した上で、公表していただきたいと思えます。

以上